

○総務省令第五十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣 松本 剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(法別表第一の総務省令で定める事務)

第一条 〔略〕

〔2〕25 略

26 法別表第一の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 年金である給付若しくは一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔27・28 略〕

29 法別表第一の十八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 行政書士証券の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 行政書士法第六条の四の行政書士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 行政書士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

30 〔略〕

31 〔略〕

4 法別表第一の三十の項の総務省令で定める事務は、司法試験若しくは司法試験予備試験の受験願書の受理、受験願書に係る事実についての審査又は受験願書の提出に対する応答とする。

42 〔略〕

43 〔略〕

5 法別表第一の四十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 略

5 法別表第一の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 旅券法第十六条若しくは第十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

58 〔略〕

59 〔略〕

6 法別表第一の四十四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

(法別表第一の総務省令で定める事務)

第一条 〔同上〕

〔2〕25 同上

26 〔同上〕

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔27・28 同上〕

〔新設〕

4 法別表第一の三十の項の総務省令で定める事務は、司法試験の受験願書の受理、受験願書に係る事実についての審査又は受験願書の提出に対する応答とする。

41 〔同上〕

42 〔同上〕

5 法別表第一の四十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 同上

5 法別表第一の四十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 同上

5 法別表第一の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 同上

三 旅券法第十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

57 〔同上〕

58 〔同上〕

〔新設〕

6 法別表第一の四十四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

二 税理士法第六条の税理士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三 税理士法第七条第一項若しくは第八条第一項の試験科目の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 税理士法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料の納付を行う者の氏名又は住所の変更の事実の確認

五 税理士法第十条第一項の税理士試験の停止若しくは合格の決定の取消し又は同条第二項の認定若しくは免除の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

六 税理士法第十一条第一項の合格証書の授与又は同条第二項の基準以上の成績を得た科目の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

67 法別表第一の四十四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 税理士法第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 税理士法第二十条の税理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 税理士証票の交付若しくは再交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十三条第四項の税理士証票の交換又は同条第五項の税理士証票の差替えの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五 税理士法第二十五条第一項の税理士の登録の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 税理士法第二十六条第一項の税理士の登録の抹消の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 税理士法施行規則第十一条の二の指導又は助言の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

68 法別表第一の四十四の六の項の総務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項又は第二項の報告の徴取又は質問若しくは検査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

69 法別表第一の四十四の七の項の総務省令で定める事務は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

70 法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 医療法第五条の二第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕

65 法別表第一の四十四の四の項の総務省令で定める事務は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

66 法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 医療法第五条の二第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 医療法第五条の二第一項の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 医師法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 医師法第九条の医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 医師法第十六条の六第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 医師法第十六条の六第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 医師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答

89 九 医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

一 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 歯科医師法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 歯科医師法第九条の歯科医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 歯科医師法第十六条の四第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 歯科医師法第十六条の四第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 歯科医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 歯科医師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 歯科医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答

九 歯科医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

90 法別表第一の五十七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 死体解剖保存法第四条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

91 法別表第一の五十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 保健師助産師看護師法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 保健師、助産師若しくは看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 保健師、助産師若しくは看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 保健師、助産師若しくは看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

92 法別表第一の五十七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 歯科衛生士法第六条第二項（同法第八条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 歯科衛生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 歯科衛生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 歯科衛生士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

93 法別表第一の五十七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 歯科衛生士法第十条の歯科衛生士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二 歯科衛生士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

94 法別表第一の五十七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 診療放射線技師法第八条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 診療放射線技師法第十七条の診療放射線技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 診療放射線技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 診療放射線技師の登録の削除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 診療放射線技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 診療放射線技師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

95 法別表第一の五十七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 歯科技工士法第六条第二項（同法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 歯科技工士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 歯科技工士の登録の削除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

96 五 歯科技工士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

法別表第一の五十七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

97 一 歯科技工士法第十一条の歯科技工士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二 歯科技工士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

法別表第一の五十七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

98 一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 臨床検査技師等に関する法律第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 臨床検査技師等に関する法律第十一条の臨床検査技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十

〔新設〕

〔新設〕

九号) 附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 臨床検査技師若しくは衛生検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 臨床検査技師若しくは衛生検査技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 臨床検査技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

98] 八 臨床検査技師若しくは衛生検査技師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
法別表第一の五十七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号) 第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 理学療法士及び作業療法士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 理学療法士及び作業療法士法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 理学療法士若しくは作業療法士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 理学療法士若しくは作業療法士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

99] 七 理学療法士若しくは作業療法士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
法別表第一の五十七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号) 第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 視能訓練士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 視能訓練士法第十条の視能訓練士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 視能訓練士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 視能訓練士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 視能訓練士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

[新設]

七 視能訓練士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

[新設]

100 法別表第一の五十七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 臨床工学技士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 臨床工学技士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 臨床工学技士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 臨床工学技士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

[新設]

101 法別表第一の五十七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 臨床工学技士法第十条の臨床工学技士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二 臨床工学技士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

102 法別表第一の五十七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 義肢装具士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 義肢装具士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 義肢装具士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 義肢装具士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

[新設]

103 法別表第一の五十七の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 義肢装具士法第十条の義肢装具士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二 義肢装具士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

104 法別表第一の五十七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 救急救命士法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 救急救命士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

[新設]



<p>109】</p> <p>一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第一条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の第二項（同法第三条の二十四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>	<p>108】</p> <p>一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答</p> <p>二 あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>	<p>107】</p> <p>一 言語聴覚士法第二十九条の言語聴覚士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答</p> <p>二 言語聴覚士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>法別表第一の五十七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答</p> <p>二 言語聴覚士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>	<p>106】</p> <p>一 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 言語聴覚士法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>三 言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>四 言語聴覚士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>五 言語聴覚士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>法別表第一の五十七の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>105】</p> <p>一 救急救命士法第三十条の救急救命士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答</p> <p>二 救急救命士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>法別表第一の五十七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 救急救命士法第三十条の救急救命士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答</p> <p>二 救急救命士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>法別表第一の五十七の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 言語聴覚士法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>三 言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>四 言語聴覚士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>五 言語聴覚士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>法別表第一の五十七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

- 三 あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 110 法別表第一の五十七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 柔道整復師法第六条第二項（同法第八条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 柔道整復師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 柔道整復師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 柔道整復師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 111 法別表第一の五十七の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 柔道整復師法第十条の柔道整復師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
- 二 柔道整復師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 112 法別表第一の五十七の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 〔一〇三 略〕
- 113 法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 〔一〇七 略〕
- 114 法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受ける者と見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
- 115 法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 栄養士法第四条第四項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 栄養士法第五条の二の管理栄養士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
- 四 管理栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕

83 法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

84 法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 同上〕

85 法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受ける者と見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

〔新設〕

五 管理栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 管理栄養士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 管理栄養士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

116 法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

117 法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 建築物環境衛生管理技術者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

118 法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

119 法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 理容師法第五条の第二項（同法第五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 理容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 理容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 理容師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

120 法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 理容師法第三条第一項の理容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二 理容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

121 法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第三条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 美容師法第五条の第二項（同法第五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 美容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

に対する応答

四 美容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 美容師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

122] 法別表第一の五十七の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 美容師法第四条第一項の美容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二 美容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

123] 法別表第一の五十七の四十二の項の総務省令で定める事務は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七條第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

124] 24]

125] 125] 法別表第一の五十九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 薬剤師法第七條第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 薬剤師法第十一条の薬剤師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 薬剤師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 薬剤師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 薬剤師国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 薬剤師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

127] 法別表第一の六十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 労働安全衛生法第七十二条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 労働安全衛生法第七十三条第二項の免許の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

128] 四 労働安全衛生法第七十二条第一項の免許の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

86] 86]

87] 87]

88] 88]

89] 89]

90] 90]

86] 86]

87] 87]

88] 88]

89] 89]

90] 90]

91] 91]

92] 92]

93] 93]

94] 94]

95] 95]

96] 96]

97] 97]

98] 98]

99] 99]

法別表第一の六十一の項の総務省令で定める事務は、免許試験受験申請書の提出に対する応答とする。

129 法別表第一の六十一の二の項の総務省令で定める事務は、労働安全衛生法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験若しくは同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

〔新設〕

130 法別表第一の六十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 労働安全衛生法第八十四条第一項（同法第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

131 法別表第一の六十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

90 法別表第一の六十二の項の総務省令で定める事務は、登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

一 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 作業環境測定法第十条の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 作業環境測定士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

132 法別表第一の六十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 作業環境測定法第十四条第一項の作業環境測定士試験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 作業環境測定士試験の合格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

103 法別表第一の七十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

145 法別表第一の七十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

104 法別表第一の七十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

146 法別表第一の七十一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

105 法別表第一の七十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

147 法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

148 法別表第一の七十一の八の項の総務省令で定める事務は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第五条の社会福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

〔新設〕

149 法別表第一の七十一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

二 社会福祉士及び介護福祉士法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 社会福祉士及び介護福祉士法第三十条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 社会福祉士及び介護福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 社会福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

150 五 社会福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第一の七十一の十の項の総務省令で定める事務は、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第一項の介護福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

151 法別表第一の七十一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十条（同法第四十三条第三項において準用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第一項（同法第四十三条第三項において準用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 介護福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

152 五 介護福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第一の七十一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一七七 略〕

153 法別表第一の七十一の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

154 五 精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第一の七十一の十四の項の総務省令で定める事務は、精神保健福祉士法（平成九年法律

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

106 法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一七七 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第百三十一号)第五条の精神保健福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

155 法別表第一の七十一の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健福祉士法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 精神保健福祉士法第三十条(同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 精神保健福祉士法第三十一条第一項(同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 精神保健福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

156 法別表第一の七十一の十六の項の総務省令で定める事務は、公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第五条の公認心理師試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

157 法別表第一の七十一の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 公認心理師法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 公認心理師法第三十条(同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 公認心理師法第三十一条第一項(同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 公認心理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

158 法別表第一の七十一の十八の項の総務省令で定める事務は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

159 法別表第一の七十一の十九の項の総務省令で定める事務は、介護保険法第六十九条の二第一項若しくは第六十九条の八第二項の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

162 160 161

法別表第一の七十二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 健康保険法第七十一条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

107  
・108  
〔同上〕

〔新設〕

二 健康保険法第七十九条第二項の登録の抹消に関する申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

三 保険医登録票若しくは保険薬剤師登録票の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する管轄地方厚生局長等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 保険医若しくは保険薬剤師の氏名の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

六 保険医若しくは保険薬剤師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七 保険医若しくは保険薬剤師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

163 法別表第一の七十二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一～四 略〕

186 法別表第一の七十七の十四の項の総務省令で定める事務は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

187 法別表第一の七十七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕 社会保険労務士法第十四条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔二〕 社会保険労務士法第十四条の四の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔三〕 社会保険労務士法第十四条の六第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔四〕 社会保険労務士法第十四条の十第一項一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔五〕 社会保険労務士法第十四条の十一の三第一項の付記の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔六〕 社会保険労務士法第十四条の十一の三第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔七〕 社会保険労務士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

188 法別表第一の七十七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 略〕

206 法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

109 法別表第一の七十二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一～四 同上〕

110 〔同上〕  
〔新設〕

〔新設〕

132 法別表第一の七十七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 同上〕

133 〔同上〕  
〔新設〕



- 二 情報処理安全確保支援士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 三 情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
  - 四 情報処理安全確保支援士の死亡等の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
  - 五 情報安全確保支援士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 222|207|  
§ 221|  
〔略〕
- 223|  
法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 水道法（昭和二十二年法律第七十七号）第二十五条の五第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 給水装置工事主任技術者の生存の事実又は氏名の変更の事実の確認
- 223|  
法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
- 224|  
§ 233|  
〔略〕
- 234|  
法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 建築物調査員資格者証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 建築物調査員資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
  - 三 建築設備等検査員資格者証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 四 建築設備等検査員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
  - 五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 六 建築基準法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 七 建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
  - 八 建築基準適合判定資格者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 九 建築基準適合判定資格者登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 十 建築基準適合判定資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

150|  
§ 164|  
〔新設〕  
〔同上〕

175|65|  
§ 174|  
〔同上〕

法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

〔新設〕

- 十一 建築基準法第七十七条の六十六第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十二 建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十三 建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 十四 構造計算適合判定資格者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十五 構造計算適合判定資格者登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十六 構造計算適合判定資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 235|| 法別表第一の百九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
「一〇七 略」
- 236|| 八 建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
法別表第一の百十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
「一〇三 略」
- 237|| 四 建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
法別表第一の百十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
「一一二 略」
- 238|| 三 建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
法別表第一の百十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
「一二一 略」
- 239|| 三 建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
法別表第一の百十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
「略」
- 244|| 一 船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条の二第三項第一号の衛生管理者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
- 二 船員法第八十二条の二第三項第二号の衛生管理者の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 衛生管理者適任証書の交付に関する申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 四 船員法第一百八条第三項第一号の救命艇手試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
- 五 船員法第一百八条第三項第二号の救命艇手の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 六 救命艇手適任証書の交付に関する申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 245|| 法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 176|| 「同上」  
「一〇七 同上」
- 177|| 八 建築士の生存の事実の確認  
「同上」  
「一〇三 同上」
- 178|| 四 建築士の生存の事実の確認  
「同上」  
「一一二 同上」
- 179|| 三 建築士の生存の事実の確認  
「同上」  
「一二一 同上」
- 180|| 三 建築士の生存の事実の確認  
「同上」  
「同上」
- 184|| 「新設」
- 「新設」

一 海技士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 海技士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二十三条の二第一項の小型船舶操縦士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 小型船舶操縦士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

246|| 254||  
五 小型船舶操縦士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
〔略〕

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条 〔略〕

〔2〕5 略

6|| 法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

7|| 法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十一 略

8|| 法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

9|| 法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

10|| 法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

11|| 17||  
17|| 〔略〕

18|| 法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 水道法（昭和二十五年法律第七十七号）第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 〔略〕

19|| 法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

185|| 193||  
〔同上〕

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条 〔同上〕

〔2〕5 同上

〔新設〕

6|| 法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十一 同上

7|| 法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

8|| 法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

9|| 法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10|| 16||  
16|| 〔同上〕

17|| 法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 〔同上〕

〔新設〕

三 国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四 国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

2d 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十七条第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔一〇七 略〕

2i 法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

2j 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

2k 法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇六 略〕

2l 法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

2m 法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

2n 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

2o 法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

2p 法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十 略〕

2q 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

3a 法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

3b 法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

3c 法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

3d 法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、そ

18 法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔一〇十 同上〕

19 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

20 法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

21 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇六 同上〕

22 法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

23 法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

24 法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

25 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

26 法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十 同上〕

27 法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

28 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

29 法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 同上〕

30 法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

31 法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 精神保健指定医師の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 精神保健指定医師の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 精神保健指定医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に係る事実についての審査

七 十三 略

34 法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 七 略

35 法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 六 略

36 法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 三 略

37 法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 四 略

38 法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 七 略

39 法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 六 略

40 法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 六 略

41 法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 二 略

42 法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二 一 三 略

43 法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 八 略

44 法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 八 略

45 法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 四 略

46 法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によること

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十一条の費用の徴収に係る事実についての審査

二 一 八 同上

32 法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 七 同上

33 法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 六 同上

34 法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 三 同上

35 法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 四 同上

36 法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 七 同上

37 法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 六 同上

38 法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 六 同上

39 法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 二 同上

40 法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二 一 三 同上

41 法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 八 同上

42 法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 八 同上

43 法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 一 四 同上

44 法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によること



請求に対する応答

二 年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔10〕14 略

15| 法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第八条の記入等に係る教育職員の免許状の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 教育職員免許法第十五条の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答

16| 法別表第三の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

17| 法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二 死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18| 法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 保健師助産師看護師法第八条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（准看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十六項第三号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答

四 准看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 准看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 准看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

19| 法別表第三の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

20| 法別表第三の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

21| 法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔10〕14 同上

〔新設〕

15| 法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

〔新設〕

〔新設〕

16| 法別表第三の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

17| 法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

18| 法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

八 指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔一〇七 同上〕

〔新設〕

九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕

十 指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

〔新設〕

十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

〔新設〕

十二 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

19

〔同上〕

〔新設〕

23 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 栄養生法第二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 栄養生法第四条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 栄養生の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 栄養生の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 栄養生の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

24 法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 調理師法第五条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 調理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔新設〕

25 法別表第三の六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 製菓衛生師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三 製菓衛生師法第七条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査



- 又はその申請に対する応答
- 四| 製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五| 製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 六| 製菓衛生師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 26| 法別表第三の六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一| クリーニング業法第六条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二| クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
- 三| クリーニング師免許証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四| クリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五| クリーニング師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 27| 法別表第三の六の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 〔一・二 略〕
- 28| 法別表第三の六の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三| 登録販売者の登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四| 登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 五| 登録販売者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 六| 登録販売者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 29| 法別表第三の六の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 〔一・二 略〕
- 30| 法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 〔一〜七 略〕
- 31| 児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 九| 保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請

〔新設〕

20| 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕  
〔新設〕

21| 法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕  
〔同上〕

23| 法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜七 同上〕  
〔新設〕

〔新設〕

に對する応答

十 保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に對する応答

十一 保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十二 略

二十三 指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

二十四 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

二十五 指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に對する応答

二十六 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に對する応答

二十七 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

32 法別表第三の七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

二 国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

三 国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に對する応答

四 国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

33 法別表第三の七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 略

34 法別表第三の七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 略

35 法別表第三の七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 略

36 法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 略

37 法別表第三の七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

二 母体保護法による指定証若しくは標識の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

三 被指定者（法第十五条第一項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。）の住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に對する応答

〔新設〕

〔新設〕

八 十八 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- 四 被指定者の指定の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 被指定者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 六 被指定者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 38| 法別表第三の七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇八 略〕
- 39| 法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇五 略〕
- 40| 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  
二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  
三 精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  
四 精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答  
五 精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認  
六〇十三 略
- 41| 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇六 略〕
- 42| 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇九 略〕
- 43| 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇六 略〕
- 44| 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
一 介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答  
二 介護保険法第六十九条の二第一項、第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項本文若しくは同項ただし書の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答  
三 介護保険法第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  
四 介護保険法第六十九条の三の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答  
五 介護保険法第六十九条の四の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

- 28| 法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇八 同上〕
- 29| 法別表第三の七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇五 同上〕
- 30| 法別表第三の七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 31| 法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇六 同上〕
- 32| 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇九 同上〕
- 33| 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇六 同上〕
- 〔新設〕

六 介護保険法第六十九条の五の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七 介護保険法第六十九条の六第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 介護保険法第六十九条の七第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 介護保険法第十八条第三号の事業の実施

十 介護支援専門員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

45 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

46 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

47 法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

48 法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49 法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

50 法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51 法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

52 法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

53 法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

54 〔略〕

〔削る〕

34 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

35 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

36 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

37 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

38 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

39 法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

40 法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

41 法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

42 法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

43 〔同上〕

59 法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

70 法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 通訳案内士法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 通訳案内士法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 通訳案内士法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の生存の事実の確認

71 〔略〕

〔略〕

6 法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

7 法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十一 略

8 法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

9 法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

10 法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

11 法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

12 法別表第四の一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 地域通訳案内士の生存の事実の確認

〔新設〕

60 〔同上〕

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条 〔同上〕

〔二〕五 同上

6 法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十一 同上

7 法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

8 法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

9 法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10 法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

11 〔同上〕

12 〔新設〕

はその届出に対する応答

19| 四| 国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十 略

20| 法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

21| 法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十五 略

22| 法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 略

23| 法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

24| 法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

25| 法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

26| 法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

27| 法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十 略

28| 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 略

29| 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

30| 法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕七 略

31| 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

32| 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三| 精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四| 精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五| 精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

17| 法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十 同上

18| 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

19| 法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十五 同上

20| 法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 同上

21| 法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

22| 法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

23| 法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

24| 法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

25| 法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十 同上

26| 法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 同上

27| 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

28| 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕七 同上

29| 法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

30| 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

33	法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 略〕	31	法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 同上〕
34	法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	32	法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕
35	法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 略〕	33	法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 同上〕
36	法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 略〕	34	法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 同上〕
37	法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 略〕	35	法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇七 同上〕
38	法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	36	法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕
39	法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	37	法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕
40	法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 略〕	38	法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 同上〕
41	法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 略〕	39	法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇三 同上〕
42	法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 略〕	40	法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 同上〕
43	法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 略〕	41	法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇八 同上〕
44	法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 略〕	42	法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 同上〕
45	法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 〔一〇二 略〕	43	法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。 〔一〇二 同上〕
46	法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 略〕	44	法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 同上〕
47	法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 略〕	45	法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇二 同上〕
48	法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	46	法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
49	法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	47	法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

六〇三三 〔略〕

一〇八 〔同上〕

支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50 法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51 法別表第四の四の三十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

52 法別表第四の四の三十七の項の総務省令で定める事務は、農地法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

53 法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 略〕

54 法別表第四の四の三十九の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十二條の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

55 法別表第四の四の四十の項の総務省令で定める事務は、森林法第九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

56 法別表第四の四の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〜五 略〕

57 58 〔略〕

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条 〔略〕

〔2〜8 略〕

9 法別表第五第四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 年金である給付若しくは一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔10〜14 略〕

15 法別表第五第六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二 死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48 法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49 法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50 法別表第四の四の三十六の項の総務省令で定める事務は、農地法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

51 法別表第四の四の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 同上〕

52 法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十二條の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

53 法別表第四の四の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

54 法別表第四の四の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〜五 同上〕

55 56 〔同上〕

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条 〔同上〕

〔2〜8 同上〕

9 法別表第五第四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔10〜14 同上〕

〔新設〕





四 栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 栄養士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22] 法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 調理師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 調理師法第五条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 調理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

23] 法別表第五第七号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 製菓衛生師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三 製菓衛生師法第七条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 製菓衛生師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

24] 法別表第五第七号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 クリーニング業法第六条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三 クリーニング師免許証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 クリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 クリーニング師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

25] 法別表第五第七号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

26] 法別表第五第七号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

19] 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 三 登録販売者の登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 四 登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
  - 五 登録販売者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 六 登録販売者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 27 法別表第五第七号の九の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 略〕
- 28 法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 略〕
- 29 法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一・二 略〕
- 八 児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 九 保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 十 保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
  - 十一 保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
  - 十二 〔略〕
  - 二十三 指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二十四 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二十五 指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
  - 二十六 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
  - 二十七 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 30 法別表第五第八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - 二 国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実について

20 法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

21 〔同上〕

22 法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕  
八〇十八 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕



<p>一 介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答</p> <p>二 介護保険法第六十九条の二第一項、第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項本文若しくは同項ただし書の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答</p> <p>三 介護保険法第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>四 介護保険法第六十九条の三の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>五 介護保険法第六十九条の四の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p> <p>六 介護保険法第六十九条の五の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p> <p>七 介護保険法第六十九条の六第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>八 介護保険法第六十九条の七第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>九 介護保険法第十八条第三項第三号の事業の実施</p> <p>十 介護支援専門員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>43 略</p> <p>44 (法別表第六の総務省令で定める事務) 第六条 略</p> <p>45 法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育職員免許法第八条の記入等に係る教育職員の免許状の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 教育職員免許法第十五条の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答</p> <p>5 法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>6 法別表第六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・五 略</p>	<p>33 略</p> <p>34 同上</p> <p>35 (法別表第六の総務省令で定める事務) 第六条 同上</p> <p>36 2・3 同上</p> <p>37 新設</p> <p>4 (法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 同上</p> <p>5 法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・五 同上</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は令和六年五月二十七日から施行する。